

特記仕様書

委託番号 令和7年度 第402号
委託業務の名称 森林調査等業務委託
委託業務の場所 長浜市木之本町古橋地先

第1条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書（令和6年4月林野庁）および土木設計業務等委託必携（令和2年10月（令和7年6月一部改定）滋賀県土木交通部）および、滋賀県公共測量作業規程および同運用基準」（以下「共通仕様書等」という。）によるものとする。

第2条 共通仕様書等に対する特記事項は下記のとおりとする。

第3条 その他の特記事項

1. 成果物納入後であっても成果物に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。
2. 測量業務期間中現道上で交通危害のおそれがある場合は、保安要員、保安施設を配置し、現道交通の安全確保に努めなければならない。
3. 業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議のうえ決定するものとする。
4. 報告書の背表紙においては、業務名を明記するものとする。

記

第1条 総則

この仕様書は、森林整備事業等の適正な実施を期すため、受注者が実施しなければならない調査に関する事項を示したもので、設計図書および共通仕様書等に明記してあるものの他、すべてこの仕様書によらなければならない。

第2条 調査事項

主な項目については下記のとおりとするが、着手にあたり必ず監督職員と協議を行うこと。

① 区域設定

- 1) 別添平面図に示す事業区域内の森林に対して、根返り等の被害森林、高木層の植生が乏しい森林、天然林等を除地とし区別してその区域を確定し、周囲測量を行う。
- 2) 各測点に測点番号を記入した杭を設置すること。（各測点毎にプラスチック杭等の腐食しにくい杭を使用のこと）
- 3) 発注者が提供する既測量箇所（令和6年度 第401号 森林調査等業務委託）の測量結果（測量図等）と接合できるように測点を設定すること。

② 標準地設定

- 1) 林況の標準的な箇所を選定し、標準地を設定する。

- 2) 標準地は、10m×10m（水平距離）の正方形とし、その4隅に杭を打ち外周にテープを張るものとする。
 - 3) 設定プロット数は測量面積/0.5により算出（切上）されるプロット数とする。
- ③ 毎木調査（選木）
- 1) 標準地内の毎木調査を行う。調査内容は、「樹種」「胸高直径」「樹高」とする。
 - 2) 除伐・本数調整伐を実施するための調整木（伐採木）等を選定する。
 - 3) 枝落としを必要とする場合は、枝落とし高を調査する。
 - 4) 調査木等はテープ等で現地に明示するものとする。
 - 5) 高木層の植生が乏しい森林等で保安林改良を実施する必要がある場合は、残存木等を調査選定する。
- ④ 閉合誤差
- 周囲測量の閉合誤差許容値は、水平距離の総和の100分の1以内とする。

第3条 成果品

- ① 位置図
縮尺は、1/5,000 を標準とする。
- ② 平面図
縮尺は、1/1,000 を標準とする。別途指示がある場合は、それに従う。ただし、これにより難しい場合は監督職員の承諾を得るものとする。
- ③ 周囲測量結果（調査延長および各区域の面積がわかる資料）、野帳
- ④ コンパス測量ツールのデータ（周囲測量結果にGPSデータを加えたもの）
- ⑤ 標準地内の毎木調査野帳、および選木結果表等
- ⑥ 写真
林況・標準地の外周および調査木等が判明できるものとする。
撮影位置・方向を成果品に記入のこと。

その他別途指示する成果品の一部についても、履行期間内に引き渡しを求める場合がある。

その他

- (1) 測位基準杭について
令和6年度第401号 森林調査等業務委託にて設置された測位基準杭を利用することとする。
- (2) 委託内容の変更
現地状況が設計内容と異なる場合等には、監督職員と協議すること。